

平成26年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議

【開催日時】

平成26年4月24日（木） 15:00～17:05

【開催場所】

鹿児島市役所みなと大通り別館6階会議室

【出席者】

○委員 22名

久留委員、樋渡委員、前原委員、平嶋委員、福重委員、富永委員、奥委員、永吉委員、
精松委員、河野委員、下田平委員、谷口委員、上野委員、森田委員、北方委員、鬼丸委員、
尾前委員、脇野委員、白石委員、新城委員、十島委員、松下委員

○鹿児島市

古江子育て支援部長、吉田子育て支援推進課長、田中保育課長、坂元母子保健課長、
鎌下こども福祉課長、兒島保健予防課長、松木田谷山福祉課長、白濱学校教育課長、
岩戸青少年課長 ほか事務局職員

【会次第】

1 開 会

2 報告事項

(1) 母子保健計画について（国の協議状況）

3 議 事

(1) 「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について

(2) 子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について

(3) 「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

(4) 子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点」について

(5) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

4 その他

5 閉 会

【会議の内容】

2. 報告事項

(1) 母子保健計画について（国の協議状況）

（事務局）

[資料説明]（資料1）

～質疑なし～

3. 議 事

(1) 「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について

(事務局)

[資料説明] (資料2)

(委員)

慢性疾患児とその保護者とは、小児慢性特定疾患児として登録されている人か。

(事務局)

そうである。

(委員)

小中高校の児童・生徒とその保護者とは、何校か学校を抽出するということでもいいか。

また、児童・生徒と保護者とは、その児童・生徒の保護者か。

(事務局)

そう考えている。

(委員)

1歳6か月児、3歳児については、健診時などに行うのか。

(事務局)

健診の案内の中に入れて、記入していただいたものを健診時に持ってきていただきたいと考えている。

(委員)

不安を持って健診を受ける人もいるので、心理的な不安などへの相談をしていただきたい。

(事務局)

健診時には問診もあり、その中で不安等があれば、その後のフォローもしているので、そのように対応したい。

(委員)

抽出数について、参考でもいいので、全体の人数の何%なのかなどの資料もつけていただければいいと思う。

(事務局)

前回平成15年の数字と同じであるが、10%程度になると考えている。

(2) 子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について

(3) 「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

(事務局)

[資料説明] (資料3、資料4、資料5)

(委員)

資料4の第4条、最低基準の向上に関連して、資料3の2ページの骨子案について、第23条、第16条、第7条、第18条が今回の素案に入っていない。これは、今後検討し、新たに提案事項として出てくるということでもいいか。

(事務局)

骨子案の時には、国から対応方針というものが出ていたので、それをお示しした。国からは、4月末までに告示行為を行う予定の省令案が示されており、それに載っていないものについては、5月末までに示すとしている。その中で、省令に定められていないものについては、規則や通知等で明確にしていくことを想定しているとなっている。市としては、施行規則、通知等を受けて対応等を検討しなければならないと考えている。

(委員)

例えば、薬を服用させる場合でも、人数が多い場合には非常に危険な状況になる。そのことに対し、基準といっても、与薬についての通知はない。同じような取扱いにならないか心配している。

資料4の10ページの員数についてだが、法の成立時に付帯決議がなされている。3月時点では、3歳以上4歳未満児15人に1人の職員となっていた。それが、4月になると20人に1人になった。15人に1人を実施しているところは加算となっている。15人に1人のところと20人に1人のところが出てきて、同じ市民なのに、施設によって内容が変わってくるのはおかしいと思っている。国が加算と言っているのもそれ以上は難しいと思うが、付帯決議までされているのにこうなるのはおかしいと思う。第29条について、一日につき8時間と規定されている。保育所は11時間で、短時間利用が8時間だった。認定こども園では、8時間を超えると延長保育料が必要となり施設によって金額に違いが出てくるのではないか。

(事務局)

20人に1人のことについては、国においても公定価格の議論の中で、消費増税分で、7000億円しか確保できないということから、15人に1人については加算ということで位置付けられている。国においては、公定価格の仮単価については、5月に公表する予定としているので、その中で定まったものが明らかになると思っている。それ以外の配置基準の改善については、予算編成の中で確保に努めていくということも新聞等でも出ているので、そういう推移も見守っていかなければならないと思っている。それから、29条の関係については、保育所でも1日原則8時間となっている。開所時間については、1日11時間としている。29条1項3号にあるように、教育・保育の時間は、1日につき8時間を原則とするようになっており、これは現行の保育所と同じ考え方である。

(委員)

第27条の学級編成の基準の35人以下を原則とするということと、28条の4歳以上30人につき1人となっていることに関し、鹿児島県の小学校は、1学級30人になっている。1学級35人では成り立たないと思っている。職員数と同じように30人以下とする方が現実的だと思う。次に、職員の数について、前回の資料では保育教諭のみだったが、28条では、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭とある。また、次項には、助保育教諭若しくは講師となっている。それぞれどういう資格でどう違いがあるのか。

(事務局)

27条については、従うべき基準となっており、緩和することはできない。

(委員)

例えば、4歳児34人で1クラスできたときに、職員は30人につき1人を満たしてい

ないので、職員を2人つけないとならない。30人に1人のクラスにして保育教諭1人で賄うか、34人になったので、教諭をもう1人まわさないとならないという別の問題もある。27条と28条は、一見食い違っているように見えるが、そうではないと思う。しかし、27条第3項の「学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする」とあるが、このことについては、もう少し認定こども園の運営や教育・保育に対応した規定であっていいのではないかと思った。

(事務局)

27条は、1クラス編成をした時のことである。28条については、保育をする場合の職員の配置基準である。28条の保育教諭等については、必ず専任を1人以上置かなければならないとされている。資格の違い等については、今回の省令案では示されていないので、今後、国から示されると思う。

(委員)

27条の1学級35人以下というのは、幼稚園の考え方であり、幼稚園については、学級を作ったら必ず担任を置くので、35人を超えてはならない。28条の員数は保育所の考え方で、この人数の子どもについて1人いるとなっており、学級編成を全く考えていない。認定こども園を作るときにこの話が全くされないままきいている。学級編成を主にするのか、人数と保育教諭の割合を主にするのか、どっちにするのか焦点がわからなくなっている。国はこれ以上整理しないと思う。認定こども園の現場は、何人いたらクリアするのか混乱すると思う。このことについて、条文としてはこうであると思うが、鹿児島市として実際に何人いたらどうなるという計算式とか、認定こども園が動いていく中でわかりやすい納得のいくものを作る作業があっていいと思う。今後の課題だと思う。

(委員)

子どもの最善の利益を考えたときに、35人で学級編成をした時に質の高い教育ができるのかということを考えてほしい。小学校の1年生が30人なので、30人にした方がいいのではないかと思う。

(委員)

30人に1人などとなると、発達面が足りないとか、病弱であるという子どもに関して手薄になるのではないかと不安がある。第34条の履修困難な教科の学習では、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならないとあるが、0歳から2歳の保育でも鹿児島市としては、どのように育てづらい子どものことを考えているかを知りたい。

(委員)

第26条について、アレルギー、アトピー等の疾患を持つ人が増えている中で、保育園では、除去食や持参食で対応している。そのような中で、予防で除去をして欲しいという希望もあると聞く。医師の診断を受けている食事を除去するのは健康を守るために仕方がないが、親が勝手に抜くとネグレクトの範囲になってくる。ここで、ある程度明確に医師の指示に沿った除去をするようにした方がいいと思う。

(事務局)

配慮が必要な子どもへの対応については、現行でも発達障害児支援法等での支援、保育所、幼稚園への補助という形で対応している。新しい制度でもそういうところも含めて検討されている。引き続き、職員配置の加算なども含めて検討を今後も続けていくこ

とになる。アレルギーの件については、保護者の話だけで品目を抜いていくというのは、本来、子どものときに摂らなければならない栄養、食育の観点からも好ましくないので、保育所に対する研修会等の中で、除去品目を決めるときには必ず医師の診断書を確認した上で対応するように話をしている。先ほどあった与薬についても保育所保育指針の中で、医師の指示で出された薬については、保育所で与薬をしていいとなっている。

(委員)

34条について、履修することが困難な各教科はという言葉は、幼稚園でも保育所でも使わない言葉だと思う。学校教育法施行規則を読み替えたということだが、この元の条文は小学校の児童に対する規定である。ハンデを抱える子供への支援という形で考えた方がいいと思うので、条文そのものについてもう一度検討してほしい。

(委員)

職員数については、子どもの人数だけでなく、職員の勤務年数なども考慮できればいいと思う。

(委員)

35人受け入れて先生が2人になると施設の課題も出てくる。人件費もかかる。そうであれば30人で1人の先生となると待機児童が出てくる。その辺も考えるべきだと思う。

(4) 子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点」について

(事務局)

[資料説明] (資料6)

～質疑なし～

(5) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

(事務局)

[資料説明] (資料7)

(委員)

量の見込みが出ているが、それぞれへの計画はどう考えているのか。

(事務局)

この数字は、国の手引きに従い機械的に算出したものであるもので、鹿児島市としてどうするかについては、次回の会議でお示ししたいと考えている。

(委員)

幼稚園の26年度の在園児について、1号、2号、3号認定に該当する子どもを調査したが、同じような数字になった。待機児童解消のために幼稚園が協力しなければならないことはわかっているので、できるだけ協力をしたいと思っている。やりたいと言っている幼稚園が認可されるよう配慮をお願いしたい。県からの文書には、説明会を実施するとなっていたので、新制度についての説明会もやっていただきたい。

(委員)

病児保育などについても保育所などでできるとなっているのに、現状と違いがあると

思う。また、児童クラブについても、18時まででは、保護者は仕事から帰れないので延長も検討していただきたい。

(会長)

他に質問がある場合は、記入用紙が配布してあるので、事務局に提出していただきたい。

4. その他

(事務局)

[資料説明] (資料8)

(委員)

保育部会に関連するが、6月から保育所緊急整備事業が始まるとなっているが、現時点で何の連絡もないが、どのような形で施設に連絡があるのか。

(事務局)

保育所緊急整備事業については、募集の前段階において、それぞれの関係団体と打ち合わせをし、近いうちに各幼稚園等には案内したいと考えている。

5. 閉会